

愛知大学と愛知県教育委員会との連携に関する協定書

(目的)

第1条 愛知大学（以下「甲」という。）と愛知県教育委員会（以下「乙」という。）とは、教育及び研究の分野で相互に包括的な連携を行い、その成果を愛知県における学校教育及び生涯学習を中心とした諸活動及び大学における学部等の教育にそれぞれ活用することで、双方の教育及び研究活動の充実を図る。

(実施機関)

第2条 前条に規定する連携は、甲（その所管する教育機関を含む。以下同じ。）と乙（その所管する教育機関を含む。以下同じ。）の間で実施する。

(連携内容)

第3条 第1条の規定に基づき、連携して実施する事項は、次のとおりとする。

- (1) 高校生が大学における高度な教育・研究に触れる機会の充実に関すること
- (2) 教員の資質・能力の向上に関すること
- (3) 教員養成に関すること
- (4) カリキュラム改善等の学校教育上の諸問題・課題に関すること
- (5) 高校と大学とのそれぞれの教育に関する相互理解に関すること
- (6) 生涯学習の推進に関すること
- (7) その他双方が必要と認める事項

(連携の方法)

第4条 甲と乙は、それぞれ連絡窓口を設置し、連携に当たってそれぞれの職員の派遣、受入や、自ら有する施設、器材及び蔵書等の利用について、業務に支障のない範囲で双方が便宜を供する方法等により実践するものとする。

(経費)

第5条 前条に規定する連携実施に当たり必要となる経費については、原則として便宜を供する側が負担する。ただし、職員の派遣に係る経費については、要請した側が負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、連携に係る経費の負担については、甲乙協議のうえ別に定めることができる。

(守秘義務)

第6条 甲と乙は、この協定に基づく活動において、相手側から知り得た秘密事項について、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、相手側の承諾を得ている場合には、この限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからも改廃の申入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(効力の発生)

第8条 この協定は、締結の日から効力を発する。

(雑則)

第9条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定める事項以外の事項については、双方協議して別に定めるものとする。

2 この協定は、甲又は乙の申し出により、双方協議のうえ、廃止できるものとする。

この協定書は、2通作成し、甲と乙がそれぞれ1通を保有する。

2022年11月1日

(甲) 愛知大学学長

(乙) 愛知県教育委員会教育長

川井伸一

飯田靖